

令和8年（フ）第2265号

大阪市生野区小路東4丁目16番14号 メゾン
クロワール 403号
債務者 松浦 孝弥

1 決定年月日時 令和8年9月2日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
5 免責審尋期日 令和8年11月20日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第2280号

大阪市生野区小路東4丁目16番14号 メゾン
クロワール 403号室
債務者 松浦菜由香

1 決定年月日時 令和8年9月2日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
5 免責審尋期日 令和8年11月20日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第3969号

大阪市淀川区田川1丁目2番9号 十河ハイ
ツ 305号
債務者 井川のぞみ

1 決定年月日時 令和8年9月2日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
5 免責審尋期日 令和8年11月20日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4233号

大阪府豊中市庄内幸町3丁目21番5—203号
債務者 森下菜々美

1 決定年月日時 令和8年9月2日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
5 免責審尋期日 令和8年11月20日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4477号

大阪市生野区巽東2丁目8番26号 ベルン
ガーデン巽 701
債務者 新井田一志

1 決定年月日時 令和8年9月2日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
5 免責審尋期日 令和8年11月17日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第6444号

東京都世田谷区宮坂2丁目17—11—103
債務者 坂口 昌洋

1 決定年月日時 令和8年9月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
5 免責審尋期日 令和8年11月10日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第6479号

東京都板橋区向原1丁目17—2—104
債務者 蒔田 亮

1 決定年月日時 令和8年9月2日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
5 免責審尋期日 令和8年11月10日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第6532号

東京都品川区西五反田4丁目17—6—205
債務者 保田 信泉

1 決定年月日時 令和8年9月2日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
5 免責審尋期日 令和8年11月10日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

令和8年（フ）第467号

千葉市緑区高津戸町20番地26
破産者 阿部 美里

1 決定年月日 令和8年8月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年（フ）第67号

長野県諏訪郡下諏訪町3156番地
破産者 有限会社キタハラカメラ

1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

長野地方裁判所諏訪支部

令和7年（フ）第69号

長野県諏訪郡下諏訪町3156番地10
破産者 有限会社ケイマックス

1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

長野地方裁判所諏訪支部

令和8年（フ）第120号

千葉県香取郡多古町喜多181番地11、住民票上の住所千葉県香取郡多古町染井218番地3（松竹梅3号棟）
破産者 飯田 圭子

1 決定年月日 令和8年8月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第270号

千葉県市原市牛久258番地 串田ハイツ6—103
破産者 白石 エメリータこと SHIRAI
SHI EMELITA GONZALES

1 決定年月日 令和8年8月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第638号

千葉県船橋市葛飾町2丁目377番地3 京葉第一ビル502号
破産者 有限会社ブライト・エル

1 決定年月日 令和8年8月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第639号

千葉県習志野市谷津3丁目1番25—1005号
破産者 長尾 徹郎

1 決定年月日 令和8年8月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第705号

千葉市中央区塩田町589番地3
破産者 井原 寛高

1 決定年月日 令和8年8月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第874号

東京都江戸川区南篠崎町3丁目24番10号
破産者 ゴーイクリエイション株式会社

1 決定年月日 令和8年8月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第874号

東京都江戸川区南篠崎町3丁目24番10号
破産者 ゴーイクリエイション株式会社

1 決定年月日 令和8年8月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係